

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年6月8日 08時20分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市撫養港 瀬戸港堂ノ浦西防波堤灯台から真方位186° 1,110m付近 (概位 北緯34° 12.5′ 東経134° 35.2′)
事故の概要	プレジャーヨットあぶさらむⅡは、北進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット あぶさらむⅡ、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	240-59337 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラの脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、クルージングの目的で撫養港内の水路を北北西進していた。 船長は、船尾部の操縦席でスマートフォンの航海支援アプリ（new pec smart）を見ながら手動操舵で機帆走していたところ、左舷船首方から南進する小型漁船を認め、左舷対左舷で通過しようと思い、右に変針して北進した。 本船は、北進中、水路東側の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 （図1 参照）



図 1 事故発生経過概略図

船長は、携帯電話でボートレスキューサービス（BAN：Boat Assistance Network）に救助を要請した後、118番通報を行った。

本船は、来援したBANの船舶により本件浅所から引き出され、付近の岸壁にえい航された。

船長は、出航前に海図及び航海支援アプリで水路調査を行い、本件浅所の存在を把握していたが、北進中、左舷対左舷で通過する小型漁船と安全な距離を保とうと思って同船を見続けていたので、本件浅所に向かって航行していることに気付かなかった。

本船の喫水は、船首約0.2 m、センターキール下端まで約1.8 m、船尾約1.5 mであった。

海図W 1 1 2（鳴門海峡）によれば、本船が航行していた水路は、可航幅が約200mであり、本事故発生場所付近は水路の両側から浅瀬が張り出している。

船長は、救命胴衣を着用していた。

分析

本船は、撫養港内の水路を北進中、船長が、船位を確認していなかったことから、本件浅所に向かって航行していることに気付かず、乗り揚げたものと考えられる。

船長は、左舷対左舷で通過する小型漁船と安全な距離を保とうと思い、同船の動静監視に意識を集中していたことから、船位を確認していなかったものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、撫養港内の水路を北進中、船長が、左舷対左舷で通過する小型漁船と安全な距離を保とうと思い、同船の動静監視に

	意識を集中し、船位を確認していなかったため、本件浅所に向かって航行していることに気付かず、乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、浅所が点在する狭い水路で他船の付近を通過する場合、他船の動静監視のみに意識を集中することなく、航海計器を活用して船位の確認を継続的に行うこと。